

高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業補助金交付要綱

令和8年3月25日

(趣旨)

第1条 この要綱は、高岡市プレミアム付デジタル商品券発行事業（以下「商品券事業」という。）を契機に、物価高騰の影響を受ける市民の暮らしを支えるとともに、市内事業所等の省力化投資を促進し、地域経済の活性化を図るため、市内事業者に対する高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キャッシュレス決済 クレジットカード、電子マネー、二次元コード決済その他の一般的な購買に繰り返し利用できる電子的な決済手段をいう。
- (2) 商品券指定決済サービス 商品券事業において、デジタル商品券の決済手段として市が指定する決済サービスをいう。
- (3) 単一キャッシュレス決済導入事業 キャッシュレス決済に対応しておらず現金のみを取り扱う事業所等が、商品券指定決済サービスのみを導入する事業をいう。
- (4) マルチキャッシュレス決済導入事業 キャッシュレス決済に対応しておらず現金のみを取り扱う事業所等又は既に何らかのキャッシュレス決済を導入済みの事業所等が、商品券指定決済サービスを含む複数の決済サービスを導入する事業で、当該複数の決済サービスに1台で対応できる端末（以下「マルチ決済端末」という。）を購入するものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内で事業所、店舗、営業所等（以下「事業所等」という。）を営む中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業主を含む。）であって、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 令和8年9月30日までに商品券事業の取扱店として当該事業所等においてデジタル商品券を取り扱うこと。
- (2) 本事業により導入した決済サービスについて、導入後1年以上継続して利用すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者となることができない。

- (1) 納期の到来している市税を滞納している者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける事業を営んでいる者又はこれから営もうとする者
- (3) 射幸的娯楽業及びそれに付帯するサービス業（パチンコホール、射的場、場外馬券売場、風俗関連のサービス業等）を営んでいる者又はこれから営もうとする者
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織及びその構成員の利益となると認められる者

(5) 宗教活動又は政治活動を目的とする事業者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する単一キャッシュレス決済導入事業及びマルチキャッシュレス決済導入事業とする。

2 補助対象事業は、令和8年4月1日から令和8年12月31日までの間に実施されるものとし、当該事業の実施に係る経費の支払は、令和9年1月31日までに完了しなければならない。

3 商品券指定決済サービスの導入は、決済事業者による審査が完了した日（決済事業者から審査完了や利用可能を通知された日）をもって判定する。

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、補助対象事業に係る初期導入費及び決済手数料とし、別表のとおりとする。

2 補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。

3 同一の経費について、国、県、市又はその他の団体が実施する他の補助金等と重複して補助を受けることはできない。

4 補助対象経費の支払は、銀行振込、クレジットカード決済（本人又は法人名義に限る。）又は売上金との相殺によるものとし、現金による支払は、補助対象外とする。

5 次に掲げる費用は、補助対象外とする。

(1) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税の額

(2) 催事、イベント等において一時的な利用のみを目的として導入する事業経費

(3) リース又はレンタル契約による導入に係る経費

(4) 既存機器（既に導入済みのマルチ決済端末を含む。）の更新、性能向上を目的とする買替え、又は同種の端末への乗換えに係る費用

(5) 中古品による導入費用

(6) 1つの事業所において、同一の機能を有すると認められる機器等を複数台導入する場合の2台目以降の導入費用

(7) 決済事業者の割引、ポイント利用等により、実際の支払が生じていないもの

(8) システム利用料、月額管理費、保守点検費等の運用に係る経費

(9) 通信費（回線利用料、Wi-Fi通信料等）

(10) 振込手数料、公租公課又は割賦支払による金利相当分

(11) 前各号に掲げるもののほか、補助することが適当でない認められる経費
(事業計画の認定申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、令和8年7月31日までに高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業計画認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 誓約書兼同意書（様式第1号の2）

(2) 見積書の写し

(3) 補助対象経費の内容が確認できる書類（キャッシュレス決済端末等のカタログ等）

(4) 市内で事業等を行っていることが分かる書類（事業所名及び所在地が確認できるホームページやパンフレットのコピー、開業届、確定申告書の写し等）

(5) その他市長が必要と認める書類

- 2 申請をしようとする者が、次条の規定による認定を受ける前に補助対象事業に着手していた場合、当該事業が第4条第2項に定める期間内に導入されるとときに限り、申請することができる。
- 3 事業計画の申請は先着順とし、予算額に達した時点をもって受付を終了する。
- 4 単一キャッシュレス決済導入事業とマルチキャッシュレス決済導入事業を重複して申請することはできない。

(事業計画の認定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは内容を審査し、相当と認めたときは、高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業計画認定通知書(様式第2号)により当該申請をした者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による認定は、当該年度において一事業所につき一回限りとする。

(事業計画の変更)

第8条 事業計画の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、認定を受けた事業計画について、補助対象経費(初期導入費に限る。)の額に20パーセントを超える増減があるとき又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業計画変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により事業計画の変更(中止・廃止)を承認したときは、高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業計画変更(中止・廃止)承認通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付申請)

第9条 認定事業者は、補助対象事業の完了後30日を経過した日又は令和9年2月1日のいずれか早い日までに、高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業補助金交付申請書兼請求書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 本事業により導入した決済サービスの導入を証する書類(決済事業者による審査が完了した日(決済事業者から審査完了や利用可能を通知された日)が確認できる書類等)
- (2) 補助対象経費の支払実績が確認できる書類(売上金との相殺により領収書が発行されない場合は、当該相殺の事実が明記された月次明細書の写し等)
- (3) 設置した機器等の写真(第11条第3項に定める表示が確認できるもの)
- (4) 振込先口座を確認できる書類(通帳の写し等)
- (5) 本人確認書類(個人事業主のみ)
- (6) 市税に滞納がないことを証する書類
- (7) 暴力団の排除に関する誓約書(様式第5号の2)
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定、確定及び支払)

第10条 市長は、前条に定める申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行うものとする。

2 市長は、前項の決定を行ったときは、高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第6号）により当該申請者に対して通知するとともに、補助金を交付するものとする。

3 市長は、第1項の審査により、補助金の交付が適当でないとき、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

（補助事業者の義務及び財産管理）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業に係る会計帳簿及び証拠書類を整理し、補助金の完了日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、台帳を備え、保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。

3 補助事業者は、補助対象となった機器等の目立つ箇所に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して取得したものである旨を印字又はシール貼付等により表示しなければならない。

（実地検査等）

第12条 市長は、補助事業の適正な執行を期するため、補助事業者に対し報告を求め、又は実地検査をさせることがある。

2 補助事業者は、当該検査の対象となった場合は、これに協力しなければならない。

（財産処分の制限）

第13条 補助事業者は、取得財産のうち、取得価格又は効用の増加額が50万円以上の機械、器具及び備品等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過する前に、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用、譲渡、処分等をしてはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受ける場合は、あらかじめ高岡市キャッシュレス決済導入促進支援事業補助金取得財産処分承認申請書（様式第7号）を市長へ提出し、その承認を得なければならない。

（交付決定の取消し及び返還）

第14条 市長は、補助事業者が不正行為、目的外使用又は前条の規定に違反して財産を処分したときは、交付決定を取り消し、補助事業者に対してその全部又は一部を返還させることができる。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和8年3月25日から施行する。

（この要綱の失効）

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者に係る規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

事業内容	補助対象経費	補助率及び補助限度額
(1) 単一キャッシュレス決済導入事業	<p>① 初期導入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費（キャッシュレス決済端末本体、付属品（暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触リーダライタ及び二次元コード・バーコードリーダ）及び無線LAN機器の購入費） ・設置工事費（配線工事費、電気工事費、電源設置工事費、通信回線の開設費） <p>② 決済手数料（商品券指定決済サービスの導入の翌月から連続する最大5箇月分に限る。）</p>	<p>補助率は補助対象経費の10/10以内とし、補助限度額は次のとおりとする。</p> <p>① 50,000円</p> <p>② 50,000円（月額10,000円上限）</p>
(2) マルチキャッシュレス決済導入事業	<p>① 初期導入費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・備品購入費（マルチキャッシュレス決済端末本体、付属品（暗証番号入力用のキーパッド、電子マネー決済用の非接触リーダライタ及び二次元コード・バーコードリーダ）及び無線LAN機器の購入費） ・設置工事費（配線工事費、電気工事費、電源設置工事費及び通信回線の開設費） <p>② 決済手数料（商品券指定決済サービスを含むマルチ決済端末の導入の翌月から連続する最大5箇月分に限る。）</p>	<p>補助率は補助対象経費の10/10以内とし、補助限度額は次のとおりとする。</p> <p>① 100,000円</p> <p>② 50,000円（月額10,000円上限）</p>

備考

- 1 補助対象経費の合計額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その額を切り捨てる。
- 2 補助対象経費は、令和9年1月31日までに支払を完了した経費に限る。